

規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について—中立性・透明性の確保について— の改定案

改定箇所

- 青字波線箇所 : 審議会委員の任命のための要件等の改正について（平成 29 年 11 月 22 日原子力規制委員会）を受けた改定
- 緑字二重線箇所 : 原子力緊急時支援・研修センターに、研究実施部署（緊急時対応研究課）が新設されたことを受けた改定
- 赤字太線箇所 : その他所要の見直し

改定案	現行	備考
<p style="text-align: center;">策定 平成 27 年 2 月 16 日 改定 平成 29 年 8 月 17 日 <u>改定 平成●年●月●日</u></p> <p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 安全研究センター <u>原子力緊急時支援・研修センター</u></p> <p>1. 経緯</p> <p>原子力規制委員会は今後の規制課題に対応するために必要な安全研究に関して、原子力施設を用いた研究など全ての研究を実施できる機能を有しないため、これをカバーして原子力の安全規制行政を技術的に支援する研究組織が必要である。</p> <p>現状では日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の安全研究センター<u>及び原子力緊急時支援・研修センター</u>が主体となって、原子力施設を用いた安全研究を通じて安全規制行政の技術的支援を行うとともに、事業者から独立した視点から技術的判断ができる専門家の育成や研究基盤の維持を図っている。</p>	<p style="text-align: center;">策定 平成 27 年 2 月 16 日 改定 平成 29 年 8 月 17 日</p> <p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 安全研究センター</p> <p>1. 経緯</p> <p>原子力規制委員会は今後の規制課題に対応するために必要な安全研究に関して、原子力施設を用いた研究など全ての研究を実施できる機能を有しないため、これをカバーして原子力の安全規制行政を技術的に支援する研究組織が必要である。</p> <p>現状では日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の安全研究センター<u>（以下「当センター」という。）</u>が主体となって、原子力施設を用いた安全研究を通じて安全規制行政の技術的支援を行うとともに、事業者から独立した視点から技術的判断ができる専門家の育成や研究基盤の維持を図っている。</p>	<p>下線部改正箇所</p> <p><u>原子力緊急時支援・研修センターに、研究実施部署（緊急時対応研究課）が新設されたことを受けた改定</u></p>

一方、原子力機構は安全規制を受ける原子力事業者であり、利益相反の視点からは、安全研究を始めとする規制支援活動の実施及び専門家の育成は、原子力の推進活動から適切に独立していることが求められる。

これを受けて、原子力機構は、平成 26 年 4 月の組織改正において、原子力安全規制行政の技術的支援を行う画センターを含む安全研究・防災支援部門（以下「当部門」という。）を理事長直下の組織とし、規制対象となる施設（以下「規制対象施設」という。）の管理部門（被規制者としての部門）と分離するとともに、平成 26 年に第 2 期中期計画を改訂し*1、中立性及び透明性を確保する旨を明記した。

しかし、当部門は原子力機構の一組織であり、人事や予算の権限は原子力機構が有していることから、いわゆる独立した組織ではない。

また、各センターが、原子力安全規制行政に対する技術的支援業務を実施する際、特殊な装置の運転を必要とする場合や当センター内の専門家が少ない場合等、各センターの研究者・技術者だけでは業務を十分に遂行できない場合には、実効的かつ効率的な観点から、同部門以外の組織に属する研究者・技術者の協力を得て、これらの業務を実施している。

本資料は、質の高い安全研究を通じて安全規制行政の技術的支援を行う上で、組織としての完全な独立性を確保することは困難であることを踏まえつつ、そのような状況下において原子力安全規制行政に対する技術的支援業務の中立性・透明性を確保し、実効的かつ効率的に業務を遂行するための方策の一環として、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の

一方、原子力機構は安全規制を受ける原子力事業者であり、利益相反の視点からは、安全研究を始めとする規制支援活動の実施及び専門家の育成は、原子力の推進活動から適切に独立していることが求められる。

これを受けて、原子力機構は、平成 26 年 4 月の組織改正において、原子力安全規制行政の技術的支援を行う当センターを含む安全研究・防災支援部門（以下「当部門」という。）を理事長直下の組織とし、規制対象となる施設（以下「規制対象施設」という。）の管理部門（被規制者としての部門）と分離するとともに、平成 26 年に第 2 期中期計画を改訂し*1、中立性及び透明性を確保する旨を明記した。

しかし、当部門は原子力機構の一組織であり、人事や予算の権限は原子力機構が有していることから、いわゆる独立した組織ではない。

また、当センターが、原子力安全規制行政に対する技術的支援業務を実施する際、特殊な装置の運転を必要とする場合や当センター内の専門家が少ない場合等、当センターの研究者・技術者だけでは業務を十分に遂行できない場合には、実効的かつ効率的な観点から、同部門以外の組織に属する研究者・技術者の協力を得て、これらの業務を実施している。

本資料は、質の高い安全研究を通じて安全規制行政の技術的支援を行う上で、組織としての完全な独立性を確保することは困難であることを踏まえつつ、そのような状況下において原子力安全規制行政に対する技術的支援業務の中立性・透明性を確保し、実効的かつ効率的に業務を遂行するための方策の一環として、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の

進め方を取りまとめたものである。

2. 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について

本項では、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の入札等の際に求められる利益相反に係わる要求事項を満たすことを前提とした上で、当該受託事業を実施するに当たっての考え方について記す。なお、本文書にまとめた基本的考え方に基づく業務の実施状況については、当該年度の規制支援審議会において確認を受け、具体事例として後年度の業務に反映させるものとする。

(1) 原子力機構以外の原子力事業者等*2 との関係

原子力事業者等から独立した運営体制を確保するため、原則、以下のとおりとする。なお、上述 1. に示す利益相反の視点から、ここで定義する原子力事業者等は、*2 に定義される者のうち、受託事業の対象となる施設等の許可等を受けた者をいう。

- ①各センターは、原子力事業者等からの受託事業や研究資金を受けない。
- ②各センターは、原子力事業者等に対して許認可対象となる設備を製作し提供しない。
- ③各センターは、当該受託事業の対象となる原子力事業者等からの出向者を受託事業に従事させない。
- ④各センターは、当該受託事業に求められる期間において再委託先*3 の従事者が当該受託事業と関連性があり利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託

進め方を取りまとめたものである。

2. 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について

本項では、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業を実施するに当たっての考え方について記す。なお、本文書にまとめた基本的考え方に基づく業務の実施状況については、当該年度の規制支援審議会において確認を受け、具体事例として後年度の業務に反映させるものとする。

(1) 原子力機構以外の原子力事業者*2 との関係

原子力事業者から独立した運営体制を確保するため、原則、以下のとおりとする。なお、上述 1. に示す利益相反の視点から、ここで定義する原子力事業者は、*2 に定義される者のうち、受託事業の対象となる施設等の許可等を受けた者をいう。

- ①当センターは、原子力事業者からの受託事業や研究資金を受けない。
- ②当センターは、原子力事業者に対して許認可対象となる設備を製作し提供しない。
- ③当センターは、当該受託事業の対象となる原子力事業者からの出向者を受託事業に従事させない。
- ④当センターは、当該受託事業に求められる期間において再委託先*3 の従事者が原子力事業者からの受託事業や契約業務に従事する場合には、当該再委託先の従事者を原子力

入札等の際に求められる要求事項

・実施者が利益相反の立場に陥らない旨の理由等について具体的に記載されているか。

・やむを得ず利益相反の立場に陥る場合、その理由等について具体的に記載されているか。

・やむを得ず利益相反に該当する場合、青果物の信頼性を担保する方法が具体的に記載されているか。また、それらの記載内容は妥当なものか。

(2) ②に合わせた表現の適正化

<p>事業や契約業務に従事する場合には、当該再委託先の従事者を原子力規制委員会からの受託事業に従事させない。</p> <p>(2) 原子力機構内における協力と規制対象施設の利用原則、原子力機構内で受託事業に従事できる者を以下の者に限定する。</p> <p>①各センターの本務者及び派遣労働者</p> <p>②当該受託事業と関連性があり利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や契約業務に携わっておらず、かつ原子力機構内において受託事業が対象としている規制対象施設の管理にも携わっていない各センターの兼務者及び当部門以外の派遣労働者</p> <p>なお、各センターが受託事業に関し規制対象施設を利用する場合には、各センターが業務の実施に係る条件等を提示した上で、当該施設の管理部門が原子力機構の規定に基づき運転等を行う。</p> <p>(3) 例外的措置</p> <p>本項(1)(2)の例外的措置として、原子力事業者等を受託事業に関与させなければ同業務を遂行できない場合や著しい支障を来す場合等やむを得ない理由が認められる場合には、規制支援審議会においてその理由の適切性に関して受けた意見を尊重した上で原子力事業者を関与させることとする。既に規制支援審議会でも適切と評価された同様の理由により原子力事業者を関与させる場合はこの限りではない。</p> <p>なお、原子力事業者等からの受託事業についても、安全研究として実施価値が高く原子力規制委員会からの受託事業と関連性がないと考えられる場合には、個別に審議会に諮るものと</p>	<p>規制委員会からの受託事業に従事させない。</p> <p>(2) 原子力機構内における協力と規制対象施設の利用原則、原子力機構内で受託事業に従事できる者を以下の者に限定する。</p> <p>①当センターの本務者</p> <p>②原子力事業者からの当該受託事業と利益相反が生じる技術課題に関する受託事業や契約業務に携わっておらず、かつ原子力機構内において受託事業が対象としている規制対象施設の管理にも携わっていない当センターの兼務者</p> <p>なお、当センターが受託事業に関し規制対象施設を利用する場合には、当センターが業務の実施に係る条件等を提示した上で、当該施設の管理部門が原子力機構の規定に基づき運転等を行う。</p> <p>(3) 例外的措置</p> <p>本項(1)(2)の例外的措置として、原子力事業者を受託事業に関与させなければ同業務を遂行できない場合や著しい支障を来す場合等やむを得ない理由が認められる場合には、規制支援審議会においてその理由の適切性に関して受けた意見を尊重した上で原子力事業者を関与させることとする。既に規制支援審議会でも適切と評価された同様の理由により原子力事業者を関与させる場合はこの限りではない。</p> <p>なお、原子力事業者からの受託事業についても、安全研究として実施価値が高く原子力規制委員会からの受託事業と関連性がないと考えられる場合には、個別に審議会に諮るものとす</p>	<p>表現の適正化</p> <p>出向制度の見直しに伴い、兼務発令できない派遣労働者への切り替えの増を受けた表現の適正化</p>
--	---	--

<p>する。</p> <p>3. 透明性の確保について 受託報告書の公開や論文の投稿等に加え、データの取得方法や結論に至った過程がトレースできるようにしておくことによって、透明性を確保する。</p> <p>4. その他 <u>各</u>センターが受託事業を遂行するに当たって、<u>各</u>センターの人的資源、効率的・効果的な業務遂行の観点から、原子力事業者<u>等</u>との共同研究を実施すべき明確な理由が認められる場合に限って、別に定める考え方*4 に基づき原子力事業者<u>等</u>との共同研究を実施する。規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業を進めるに当たり、業務の中立性・透明性を害しないことについての確認を行った事例は、別にまとめる。</p> <p>*1 「独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標を達成するための計画（中期計画） （平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）」</p> <p>*2 <u>原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）を「原子力事業者」といい、原子力事業者並びに、その子会社及び団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）を「原子力事業者等」という。</u></p> <p>*3 受託者が直接実施することができないものや適当でないもの</p>	<p>る。</p> <p>3. 透明性の確保について 受託報告書の公開や論文の投稿等に加え、データの取得方法や結論に至った過程がトレースできるようにしておくことによって、透明性を確保する。</p> <p>4. その他 <u>当</u>センターが受託事業を遂行するに当たって、<u>当</u>センターの人的資源、効率的・効果的な業務遂行の観点から、原子力事業者との共同研究を実施すべき明確な理由が認められる場合に限って、別に定める考え方*4 に基づき原子力事業者との共同研究を実施する。規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業を進めるに当たり、業務の中立性・透明性を害しないことについての確認を行った事例は、別にまとめる。</p> <p>*1 「独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標を達成するための計画（中期計画） （平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）」</p> <p>*2 <u>「原子力災害対策特別措置法」第二条第三項に定める「原子力事業者」である。</u></p> <p>*3 受託者が直接実施することができないものや適当でないもの</p>	<p>審議会委員の任命のための要件等の改正について（平成 29 年 11 月 22 日原子力規制委員会）を受けた改定</p>
--	---	--

ものについて、他の事業者に外注する請負契約と異なり、受託者が当該事業の一部を他者に委任して行わせるものを再委託という。

*4 別紙「原子力事業者等、[原子炉設備](#)メーカー*5との共同研究について」

*5 [原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー（株式会社東芝、株式会社日立製作所及び三菱重工業株式会社）をいう。](#)

別紙

[原子力事業者等、原子炉設備メーカーとの共同研究について](#)

（原子力施設の安全研究において共同での研究が必要な理由）

- ・燃料・構造物など実機の機器・材料を使った研究が不可欠
- ・実機の設計、製造、運転、トラブルなどに関する詳細な情報が不可欠

こうした研究を効果的・効率的に実施するためには原子力事業者等、[原子炉設備](#)メーカーの技術を活かす共同での研究が重要。

ただし、これが社会に受け入れられるためには、研究の結果得られた成果を、[各](#)センターが原子力事業者等、[原子炉設備](#)メーカーに妨げられることなく公開し、自由に評価できる実施方法を確立する必要がある。

このためには、原子力事業者等、[原子炉設備](#)メーカーと対等な立場で研究を実施し（①中立性の確保）、

その実施方法・成果を公開して社会が判断できるようにするこ

ものについて、他の事業者に外注する請負契約と異なり、受託者が当該事業の一部を他者に委任して行わせるものを再委託という。

*4 別紙「原子力事業者、メーカーとの共同研究について」

（新設）

別紙

[原子力事業者、メーカーとの共同研究について](#)

（原子力施設の安全研究において共同での研究が必要な理由）

- ・燃料・構造物など実機の機器・材料を使った研究が不可欠
- ・実機の設計、製造、運転、トラブルなどに関する詳細な情報が不可欠

こうした研究を効果的・効率的に実施するためには原子力事業者、メーカーの技術を活かす共同での研究が重要。

ただし、これが社会に受け入れられるためには、研究の結果得られた成果を、[安全研究](#)センターが原子力事業者、メーカーに妨げられることなく公開し、自由に評価できる実施方法を確立する必要がある。

このためには、原子力事業者、メーカーと対等な立場で研究を実施し（①中立性の確保）、

その実施方法・成果を公開して社会が判断できるようにするこ

と（②透明性の確保）が必要。

①中立性を確保する方法

- ・ 組織的独立性の確保
- ・ 契約の対等性の確保（共同研究）
- ・ 成果の共有と評価の自由の確保

②透明性を確保する方法

- ・ 契約内容、実施プロセス・体制、成果の公開

上記の方法による共同研究の実施に当たっては、原子力事業者等、[原子炉設備](#)メーカーの研究者を受け入れる場合がある。

と（②透明性の確保）が必要。

①中立性を確保する方法

- ・ 組織的独立性の確保
- ・ 契約の対等性の確保（共同研究）
- ・ 成果の共有と評価の自由の確保

②透明性を確保する方法

- ・ 契約内容、実施プロセス・体制、成果の公開

上記の方法による共同研究の実施に当たっては、原子力事業者、メーカーの研究者を受け入れる場合がある。

(抜粋)

資料 3

審議会委員の任命のための要件等の改正について (案)

平成 29 年 11 月 22 日
原子力規制委員会

1. 背景

平成 29 年 9 月 13 日の原子力規制委員会において、「原子力規制委員会が審議会の委員の任命を行うに当たっての要件等の見直しに向けた考え方」が了承された。

今般、この考え方に基づき「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について（原規技発第 1402052 号（平成 26 年 2 月 5 日原子力規制委員会決定）」及び「原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について（原規監発第 121105001 号（平成 24 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定）」の改正案を別紙 1 及び別紙 2 のとおり作成した。

別紙 1

改正 平成 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について（原規技発第 1402051 号）の一部を次のように改正する。

年 月 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等についての一部改正について

原子力規制委員会は、原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等についてを別添新旧対照表のように改める。

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について（原規技発第 1402051 号（平成 26 年 2 月 5 日原子力規制委員会決定））

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前						
<p>原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の<u>審査委員等</u>の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について</p> <p>1. 目的</p> <p>原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は、原子炉又は核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議することを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その審査委員、臨時委員及び専門委員（以下「<u>審査委員等</u>」という。）の任命に当たっての要件等を定める。</p> <p>(削る)</p>	<p>原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の<u>委員</u>の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について</p> <p>1. 目的</p> <p>原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は、原子炉又は核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議することを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その審査委員、臨時委員及び<u>専門委員</u>の任命に当たっての要件等を定める。</p> <p>2. 定義</p> <p>この内規における用語及びその定義は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="782 728 1356 940"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原災法対象事業者等</td> <td>① 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 2 条第 3 号で規定される原子力事業者及びその者から運搬を委託された者</td> </tr> <tr> <td>原災法対象事業者等関連事業者</td> <td>① 原災法対象事業者等の子会社 ② 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）の許認可対象となる設備の製造事業者及びその子会社 ③ 原災法対象事業者等、上記①又は②の者から運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が原災法対象事業者等、①又は②の者である団体</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	原災法対象事業者等	① 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 2 条第 3 号で規定される原子力事業者及びその者から運搬を委託された者	原災法対象事業者等関連事業者	① 原災法対象事業者等の子会社 ② 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）の許認可対象となる設備の製造事業者及びその子会社 ③ 原災法対象事業者等、上記①又は②の者から運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が原災法対象事業者等、①又は②の者である団体
用語	定義						
原災法対象事業者等	① 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 2 条第 3 号で規定される原子力事業者及びその者から運搬を委託された者						
原災法対象事業者等関連事業者	① 原災法対象事業者等の子会社 ② 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）の許認可対象となる設備の製造事業者及びその子会社 ③ 原災法対象事業者等、上記①又は②の者から運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が原災法対象事業者等、①又は②の者である団体						
<p>2. 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の<u>審査委員等</u>の要件</p> <p>原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の<u>審査委員等</u>は、原子炉又は核燃料物質の安全性に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、その候補者の選定に当たっては、以下を欠格要件とする。ただし、特別な事項を調査審議等させるに当たって必要となる特定の専門分野の学識経験を有する者が限られる場合など、審査委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会が認め、又は臨時委員及び専門委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会委員長が認めるものについては、この限りではない。</p> <p>なお、<u>この場合</u>については、その事由を公表する。</p> <p>① <u>原子力事業者（原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）をいう。以下同じ。）の役員又は従業員である者</u></p> <p>② <u>原子力事業者の子会社の役員又は従業員である者</u></p> <p>③ <u>原子力事業者の団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）の役員又は従業員である者</u></p>	<p>3. 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の<u>委員</u>の要件</p> <p>原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の<u>審査委員、臨時委員及び専門委員</u>は、原子炉又は核燃料物質の安全性に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、その候補者の選定に当たっては、以下を欠格要件とする。ただし、特別な事項を調査審議等させるに当たって必要となる特定の専門分野の学識経験を有する者が限られる場合など、審査委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会が認めるもの、又は、臨時委員及び専門委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会委員長が認めるものについては、この限りではない。</p> <p>なお、<u>その場合</u>については、その事由を公表する。</p> <p>① <u>原災法対象事業者等の役員又は従業員[※]である者</u></p> <p>② <u>任命前直近 3 年間に、原災法対象事業者等の役員又は従業員[※]であった者</u></p> <p>(新設)</p>						
<p>④ <u>原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー（株式会社東芝、株式会社日立製作所及び三菱重工業株式会社をいう。）の役員又は従業員である者</u></p> <p>⑤ <u>任命前の 3 年間（3. の自己申告日の属する年度の前の 3 年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいう。以下同じ。）に、①から④までのいずれかであった者（非常勤かつ無報酬であった者を除く。）</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>※「役員又は従業員」には、原子力災害対策特別措置法第 2 条第 3 号ロ及びトに掲げる者の役員若しくは従業員又は研究等を主たる業務とし当該原子力事業の運営若しくは管理に直接関与しない者は含まない。</p>						